

第 24 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和6年2月22日(木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後3時1分

出席委員

1 番委員	荒 井 啓 子	2 番委員	野 口 一 盛
3 番委員	斉 藤 喜 兆	4 番委員	杉 崎 一三六
5 番委員	杉 本 明 彦	6 番委員	林 隆
7 番委員	戸 坂 昭 一	8 番委員	杉 本 富美男
9 番委員	倉 田 邦 昭	10番委員	榎 本 弘 行
11番委員	山 口 祐 二	12番委員	山 内 亜樹子
13番委員	矢ヶ崎 宏 始	14番委員	吉 井 美華子
15番委員	藏 見 洋 久	16番委員	田 中 敏 夫
17番委員	石 原 康 裕	18番委員	加 納 松 男
19番委員	荻 本 末 子	20番委員	篠 宮 稔

事 務 局

局長	元木勇治	次長	高橋夏美
書記	佐野純子	書記	秋山雄亮

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第24回調布市農業委員会総会を開催いたします。

本日は20人の委員の出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしくお願いいたします。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今月の15日は、第65回農業委員会・農業者大会、それに引き続き祝賀会があり、大変お疲れさまでした。引き続き農業委員の皆様には行事や親睦会への参加など、御理解、御協力よろしくお願いいたします。

さて、早いもので、暦の上では立春が過ぎ、春づいてまいりましたが、まだまだ寒い日が続いております。風邪など引かないよう体調管理には十分注意して活動していただきますようお願いいたします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。本日の議事録署名委員には、12番議席の山内委員、14番議席の吉井委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題とします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定します。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題とします。報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、以上2件を事務局から説明します。

○高橋事務局次長　それでは、報告第4号を御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。農地法の第3条では、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権、賃借権等の権利を設定、もしくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けることになっております。ただし、その権利の移転の理由が相続または法人の合併、分割の場合は農業委員会への届出となっております。今回、相続による所有権の移転の届出がありました。

番号1を御覧ください。土地の所在は布田3丁目●番●外5筆、面積は合計で901.15平方

メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。1月12日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月16日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は佐須町4丁目●番●、面積は561平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。1月16日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月17日に受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は佐須町4丁目●番●外4筆、面積は合計で2,121平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。1月23日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月23日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第5号を御覧ください。報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺北町7丁目●番●外3筆、面積は合計で1,516平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人はタクトホーム株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。篠宮委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

これらの土地は、深大寺保育園の西側にある土地であり、以前は一部が生産緑地でしたが、令和5年9月に相続による買取り申出がなされ、同年12月に行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、12月27日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月10日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は深大寺北町7丁目●番●、面積は1,444平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社飯田産業であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。篠宮委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

この土地は、深大寺保育園の西側にある土地であり、以前は生産緑地でありましたが、令和5年9月に相続による買取り申出がなされ、同年12月に行為制限の解除となりました。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、1月17日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月29日

に受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は西つつじヶ丘4丁目●番●外1筆、面積は合計で708平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社武蔵野不動産であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。倉田委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

これらの土地は、調和小学校の北側にある土地であり、以前は一部が生産緑地でしたが、指定告示日から30年経過したため、令和5年2月に買取り申出がなされ、同年5月に行方制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、1月19日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月26日に受理通知書を交付しております。

番号4を御覧ください。土地の所在は調布ヶ丘4丁目●番●、面積は364平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人はケイアイスター不動産株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。田中副会長が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

この土地は、石原小学校の東側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、1月22日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月30日に受理通知書を交付しております。

専決処分 of 報告についての説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から2件の説明がありましたことについて何か御質問、御意見があったらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の2件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の議案についてです。議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」、事務局が議案について

朗読します。

○秋山書記 議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」、上記の議案を提出する。令和6年2月22日。提出者、調布市農業委員会会長、矢ヶ崎宏始。

○議長 ただいま議案について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

○佐野書記 まず最初に、お配りした資料の確認からさせていただきます。事前にお送りしております議案第2号資料1、資料2のほかに、本日机上に当日配付資料1、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定時のチェックリストと事業計画の認定申請書をお配りしております。

なお、事業計画の認定申請書は個人情報が含まれておりますので、総会終了後回収させていただきます。当日配付資料1はお持ち帰りいただいて結構です。

それでは、事前に送付しております議案第2号資料1、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定についてを御覧ください。

申請のあった農地の概要は、土地の所在、深大寺南町1丁目●番●外18筆、地目、登記、現況ともに田及び畑、面積は合計で6,966平方メートル、権利は使用貸借権、借受人は●●●●氏、貸付人は●●●●氏、貸借目的は農業経営並びに体験農園運営です。

議案第2号資料2、都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸借が進んでいますの裏面を御覧ください。

当該法律の制度を利用した貸借は、借受人が誰かによって事業計画の認定要件が異なります。JA、市の事例3件、農業者の事例3件、既に皆様方に御審議いただいておりますので、今回、制度の内容についての説明は割愛させていただきます。

本案件の申請者である●●●●氏は、借受人の農業者に該当し、事業計画の認定要件は①から③、①については、イからハのいずれかと2の4つを満たしているかを確認した上で、農業委員会が計画の決定をすることになります。

本案件の事業計画の申請内容について御説明します。

本日机上に配付しました事業計画の認定申請書を御覧ください。今回、令和6年1月10日付で調布市長宛てに当該法律に基づく認定申請があり、調布市長から同日付で農業委員会会長宛てに同法に基づく計画の審査依頼がありましたので、本総会で審議していただくことになりました。

当日配付資料1、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定時のチェックリスト、こちらに今回、●●●●氏が申請している事業計画の認定申請内容を記載しておりますので、こちらを御覧いただきながらお聞きください。

なお、可否の考え方は、当該法律の条文及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律の運用について及び農地法関係事務に関わる処理基準についてに基づいて判断しております。

認定申請書によりますと、①の認定要件である事業計画の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行うについては、イとロの(1)が該当します。

イは、生産した農作物等のおおむね5割以上を、申請地のある区市や隣接している区市等で販売するとあり、当該申請地で生産されたものは、庭先販売、調布のやさい畑を想定しており、市内での販売を予定しております。

ロの(1)は、申請地にて都市住民が農業を体験する取組や申請者と都市住民及び都市住民相互の交流を図る取組とあり、当該申請地で農業体験を希望する方を集めて実施する体験型の農園を予定しております。

このことから、1つ目の基準に2つ適合していると見ることができます。

チェックリストの裏面を御覧ください。2の申請者が周辺の環境と調和の取れた申請地の利用を行うについては、適切に除草し、農作物残渣や農業資材を放置しないこととあります。申請書には、農園にて月に1から2回、栽培講習会を開催するほか、農園巡回、適切な農地管理（雑草の繁茂防止やごみの撤去）及び目視を適宜行い、農園に異常や問題がないか日常的に監視を行う。

なお、栽培品種や栽培方法は、都市環境に調和し、景観に配慮したものを選択する。

申請者は、収穫後の農産物の残渣、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、適切に除去する取組を行うと記載されており、2つ目の基準にも適合していると見ることができます。

②の認定要件である周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかについては、地域の実勢の借賃に比べて、高額な借賃でないか、農地の利用を分断していないか、無農薬や減農薬栽培が行われている地域で農薬使用による栽培が行われていないかなどを確認します。

認定申請書には、地域に調和した品種の選定や栽培方法に配慮した営農を行うと記載があり、●●●●氏立会いの下、1月25日に矢ヶ崎会長、田中副会長、地区担当の加納委員と

事務局職員で栽培作物などについて確認しており、利用に問題ないことを確認しております。

このことから、3つ目の基準も適合していると見ることができます。

③の認定要件である耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることについては、所有する機械、従事する労働力、農作業に従事する者の技術が備わっているかについてを総合的に勘案して判断します。

認定申請書には、農作業を行うための機械について、脱穀機、稲刈り機、田植え機、耕耘機を所有していると記載があり、通常の農作業を行うための機械を所有しております。

次に、労働力についてですが、本人のみ年間農業従事日数は300日、今後、とうきょう援農ボランティアを活用していく予定です。

技術についてですが、●●●●氏は、貸付人である●●●●氏の●に当たります。農業経営は父の世代までは植木ですが、●●●●氏は野菜栽培と農業体験農園の運営を想定しております。経営自体が別になることから、令和5年6月14日に開催された新規就農希望者経営計画支援会議にて、東京都農業会議から令和6年4月から5年間の農業経営の計画書について助言を受けていることを申し添えます。

農業経験につきましては、大学卒業後、令和3年8月から立川市の農園で1年間、就農後に1人で作業することを想定し、枝豆やトウモロコシ、ネギ、ニンジンなどの露地栽培などについて学んでいます。

また、体験農園は、野菜作りと稲作を想定しており、こちらも同様の農業体験農園を運営している国立市の団体からノウハウを学んでおります。

このことから、農業経験は浅いですが、耕作の事業に供すべき農地の全てを高率的に利用すると見ることができ、4つ目の基準にも適合していると見ることができます。

以上、当該申請が法4条第3項第1号から第3号までに挙げる要件の全てに該当することが確認できます。

また、当該法律を使用した場合の主たる従事者についてですが、農地所有者が将来死亡したときに生産緑地の主たる従事者の農業への従事日数を希望する場合は、従事計画が事業計画に記載されているかを確認する必要があるため、貸付後は記載した作業等を実際に行う必要があります。

事業計画の都市農地における耕作の事業内容には、所有者は、年間50日以上、申請者が当該生産緑地を適切に管理しているか否かを見回り、必要があれば除草等を促し、周辺住

民からの苦情等の相談に対応するとの記載と●●●●氏の署名もあり、所有者が年間従事日数の1割以上の日数を従事する予定であることが確認できます。

以上で都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定についての説明を終わります。

申請のあった認定都市農地の貸付けについて、農業委員会で決定された場合は、調布市長に対し、当該事業計画が適当と認める通知を出します。

以上で議案第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告のとおり議案を承認することで御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定することといたします。

続きまして、日程第5の報告事項を議題とします。ア、令和5年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、エ、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上4件を事務局より説明します。

○高橋事務局次長　それでは、報告事項について御説明いたします。

資料、報告事項アを御覧ください。令和5年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和5年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届出は3件、3,583.15平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和5年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出はありませんでした。所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出が件数4件、面積4,032平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和5年度目的別農地転用状況について御説明いたします。
真ん中の表の令和5年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの
内容でございますが、今回の総会審議状況で前回から変更となった部分でございます。農
地法第4条は変更はありませんでした。

農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用するものが件数28件、面
積1万9,525.48平方メートルであります。

内訳の合計は、表の右の合計欄、件数50件、面積2万9,136.64平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条
の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてでありま
す。これは、農地を相続により取得した者が相続税の納税猶予の適用を受けるため、税務
署に提出するための証明です。

番号1について御説明いたします。土地の所在は布田3丁目●番●外3筆、面積は合計で
196.15平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認
をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●、面積は561平方
メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。田中副会長が現地確認をしてお
ります。

番号3について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外3筆、面積は合計
で1,935平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。田中副会長が現地
確認をしております。

なお、番号1から3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行して
おります。

次のページをお願いします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条
の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであり
ます。これは、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続し
て受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は仙川町1丁目●番●外6筆、面積は合計
で3,475.11平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。斉藤委員が現地
確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は布田3丁目●番●外4筆、面積は合計で

2,939平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は深大寺北町1丁目●番●外3筆、面積は合計で1,722.58平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。篠宮委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町1丁目●番●外5筆、面積は4,251平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は下石原2丁目●番●、面積は2,093.16平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本明彦委員が現地確認をしております。

番号6について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外42筆、面積は合計で1万7,045平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。田中副会長が現地確認をしております。

番号7について御説明いたします。土地の所在は深大寺南町5丁目●番●外1筆、面積は合計で793.35平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。田中副会長が現地確認をしております。

番号8について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町2丁目●番●外4筆、面積は合計で1,513.31平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

番号9について御説明いたします。土地の所在は入間町3丁目●番●外2筆、面積は合計で1,786.61平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。藏見委員が現地確認をしております。

なお、番号1から9につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いします。資料、報告事項エを御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてであります。これは、生産緑地に係る農地の主たる従事者である旨を証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は下石原3丁目●番●外1筆、面積は合計で1,500平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。杉本明彦委員が現地確認を

しております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町6丁目●番●、面積は543平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。杉本富美男委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は入間町1丁目●番●外3筆、面積は合計で2,102平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。藏見委員が現地確認をしております。

なお、番号1から3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○佐野書記 すみません、今の説明で変更がございます。報告事項ウ、引き続き農業経営を行っている旨の証明の番号7番、深大寺南町5丁目38番3の現地確認は、今、田中副会長と申し上げたのですが、加納委員が現地確認していただいておりますので、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の4件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明します。

○元木事務局長 それでは、その他報告及び連絡事項についてです。

まず、次回の総会日程についてです。次回の総会は令和6年3月21日木曜日午後3時から調布市文化会館たづくり1001学習室にて開催します。役員会は同日午後2時30分からですので、よろしくお願いいたします。

次に、北多摩南部地区農業委員会検討会が令和6年1月30日午後1時30分、武蔵野市役所にて開催されました。当日は、国や東京都への要望など事前に委員の皆様にご意見照会した内容を取りまとめた令和5年度の活動状況・成果と令和6年度に向けた活動や東京都に対する意見などの資料を基に各市が集まる会議で協議されました。

なお、当日は、会長、副会長が出席しました。

事務局からの説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問もないようですので、それでは、本日の日程は全て終了しました。これで第23期第24回農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会　午後3時40分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

12番委員

14番委員